

固定資産税に関するお知らせ 家屋の新增築、取壊し、所有権移転について

「新築・増築の家屋調査にご協力ください！」

固定資産税の適正な課税のため、新築または増築された住宅・物置・倉庫・畜舎などの家屋を対象に「家屋調査」を実施しています。家屋を新築・増築された時は、下記までご連絡をお願いします。

簡素な物置や車庫でも、外気分断性、用途性、土地への定着性が備わっていると家屋として課税されます。土地への定着性の判断については、東石による簡易な設置でも、家屋本体と東石とが羽子板ボルトなどの金具で固定されている場合は課税対象となります。木造だけでなく、簡易に設置できるプレハブ式の物置も課税対象です。

「家屋の取壊しおよび所有権移転について」

○家屋を取壊した場合
未登記の家屋を取壊した場合には、下記まで届け出をお願いします。

また、登記されている家屋

を取壊したときは、法務局で「滅失登記」の手続きを行ってください。

※固定資産税の賦課期日は毎年1月1日です。賦課期日までに手続きが行われない場合、引き続き課税されますので、ご注意ください。

○所有権移転した場合

相続・売買・贈与などによつて、未登記家屋の所有権を移転した場合には、下記まで届け出をお願いします。

また、登記されている家屋の所有権を移転したときは、法務局で「所有権移転」の手続きを行ってください。

※取壊した場合と同様、賦課期日までに手続きが行われない場合、引き続き元の所有者に課税されますので、ご注意ください。

「住宅用地の特例について」

住宅が建っている土地には、土地の固定資産税が1/6または1/3に軽減される「住宅用地の特例」が適用されます。この特例を受けるためには、

「住宅用地の申告書」を提出する必要があります。なお、既に特例が適用されている土地については、建て替え等しない限り申告の必要はありません。

※「住宅用地の特例」は、住宅の種類・規模や土地の規模により適用の範囲が異なります。

「届出先」

- ・財務課資産税係
- ・熊石総合支所地域振興課
- ・落部支所

「問い合わせ先」

財務課資産税係
☎0137-62-12114

令和5年度 ふるさと納税の状況

3月末現在(令和5年4月～令和6年3月分)

寄附件数 197,366件
寄附金額 3,448,142,000円

令和5年度 企業版ふるさと納税寄附金状況

国は2016年に地方創生に新たな資金の流れを生み出すため、企業が地方創生の取り組みを応援した場合に税制上の優遇措置を受けることのできる「企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）」を創設しました。

当町においては令和2年度から企業より寄附を募っており、令和5年度については「産業を活性化し働く人をつくる事業（サーモン試験養殖事業）」に対し下記の企業様よりご賛同いただきました。

※公表可の企業のみを掲載

寄附件数 12件 寄附金額 1,730万円 (順不同)

寄附企業名	本社	寄附企業名	本社
タムラ産業株式会社	函館市	株式会社コハタ	旭川市
合同会社ラビッツ	愛知県	ホクレン農業協同組合連合会	札幌市
株式会社RUNWAYS	東京都	タレントスクエア株式会社	東京都
株式会社極東コンサルタント	札幌市	函館インフォメーション・ネットワーク株式会社	函館市